

公表第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成31年3月29日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	市 川 廣 一
久留米市監査委員	大 熊 博 文

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
環境部	総務、環境政策課、廃棄物指導課、環境保全課、斎場、資源循環推進課、建設課、施設課	平成30年11月26日 ～平成31年3月29日	2	1

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成30年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【環境部】

指摘事項

《財務監査》

〔物品管理事務〕

生活環境の保全に係る物品貸出しにおいて、申請者の本人確認を行う際に、貸出基準を定めた要綱どおりの本人確認手順が取られていない。

〔公用車管理事務〕

自家用車の公務使用承認を得ないまま、公務に自家用車を使用している。

意見

《事務監査》

市民生活や事業活動の安定的な維持・発展を図っていくことは行政の使命であり、その基盤となるごみの適正処理は自治体の重要な責務であるが、現在の本市のごみ行政が、過去の苦い経験の上に構築されたものであることを忘れてはならない。過去には、焼却工場の能力不足から可燃ごみを埋め立て処分し、最終処分場の不衛生化、短命化を招く結果となった。また、新規の最終処分場の整備の見通しがつかなかった際は、焼却灰や不燃物の市外での処理を委託せざるを得なかった事跡がある。

こうした経験を踏まえ、本市は、最終処分場である高良内町杉谷埋立地を整備し、平成28年6月には宮ノ陣クリーンセンター稼働により、上津クリーンセンターとの南北2ヶ所による安全で安定的なごみ処理体制を確立した。ただし、上津クリーンセンターは平成5年から稼働しているため、過去2期にわたって大規模な改修工事を実施し、延命化を図っているが、平成39年度末には耐用年数を迎えるとのことである。施設整備にあたっては、周到な準備のための十分な期間が必要であることは言うまでもなく、本市の過去の教訓を踏まえ、計画的に必要な規模の施設整備が図られるよう、着実に準備を進められることを望む。